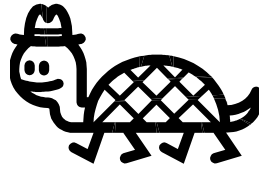


亀が岡自治会 2月臨時役員会議事録抜粋

平成 27 年 3 月 10 日



開催日時：平成 27 年 2 月 15 日(日) 13:00～

開催場所：亀ヶ岡自治会会館1階

出席者：26 年度役員 7 名、顧問 2 名 合計 9 名

1. 議決事項

①平成27年度新役員役職2月8日決定の報告。

・会計監査委員は26年度会計担当役員でお願いする。

・顧問2名の27年度への留任決定。

②自治会の財政について

・自治会費値上げ案・1世帯につき¥1,000値上げ案を当会で承認。第51回総会に上程する。

・文化活動費は極力受益者負担として一部有料化・値上げの方向(餅つき大会・夏祭り)

・さらに寄付を自治会会員から募り、自治会の文化活動を支援して頂く方向へ検討見直しする。

・敬老のお祝い品配布の年齢を満75歳から満80歳へ引き上げる。

③ 防犯カメラについて

・平成 26 年 6 月 8 日役員会決定時の「防犯カメラ検討実行委員会」を

「防犯カメラ導入実行委員会」に名称を変更する。

I. 防犯カメラ導入案 10 か所を厳選 7 か所とする。

II. 防犯カメラ導入に際しての費用は、自治会会費とはまったく別枠の会計管理とする。

防犯カメラ導入決定の際には導入費用として平成 27 年度下期より年間¥1,000/世帯を

4 年に渡り徴収することになる(カメラを 4 年間で 7 か所順次設置のため)。

以上 I、IIについて当会で承認。第 51 回総会に上程する。

※27 年上期に自治会員全員へ防犯カメラ導入の賛否を確認し、50%以上の会員の賛成が確認できたら、27 年度から具体的な導入を進める

2. 継続審議事項

①各班の次期班長決定までに、班によっては相当な時間を要している模様。

今後スムーズに自治会運営が出来るよう、潤滑に班長決定できている班などを模範に対策を練る。

②外部委託清掃作業の見直しについて9カ月前に更新申請が必要なため、次年度役員で再検討すること。

以上